No.1

交通遺児育英会　奨学生募集要項

公益財団法人　交通遺児育英会
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-6-1　平河町ビル 3F
電話　03-3556-0773（直通）　0120-521286（フリーダイヤル）
（受付時間：9：00～17：30　土、日、祝祭日、本会の休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.kotsuiji.com

1．事業の目的
保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2．設立の経緯
昭和 43 年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和 44 年 5 月 2 日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

3．実　績
過去 55 年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校生 58,253 人に奨学金を貸与し、その累計額は 579 億円です。　（令和 6 年 3 月現在）

令和 6 年度奨学生の募集について

（公財）交通遺児育英会の奨学生募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

記

(1) すべての奨学生に共通の応募資格
保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含みます。（申込時 25 歳までの人）
※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級から第 7 級までの障害、又は、身体障害者福祉法の第 1 級から第 4 級までの障害です。

(2) 学校別応募資格等

①　高等学校・高等専門学校奨学生
応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。
予約応募；令和 7 年 4 月に高校・高専に進学予定の中学 3 年生。
募集期限：在学募集；令和 7 年 1 月 31 日。
第 1 次予約募集；令和 6 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 7 年 1 月 31 日。

②　大学・短期大学奨学生
応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。
予約応募；令和 7 年 4 月に大学・短大に進学予定の者。
募集期限：在学募集；令和 6 年 10 月 31 日。
第 1 次予約募集；令和 6 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 7 年 1 月 31 日。

③　大学院奨学生
応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。
予約応募；令和 7 年 4 月に大学院に進学予定の者。
募集期限：在学募集；令和 6 年 10 月 31 日。
第 1 次予約募集；令和 6 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 7 年 1 月 31 日。

④　専修学校奨学生
応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程ならびに専修学校高等課程で、修業年限 1 年以上の課程に在籍している生徒。（いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可）。
在学応募；現在、専修学校に在学している生徒。
予約応募；令和 7 年 4 月に専修学校に進学予定の者
募集期限：在学募集；令和 6 年 10 月 31 日。
第 1 次予約募集；令和 6 年 8 月 31 日。第 2 次予約募集；令和 7 年 1 月 31 日。

No.3

大学等に進学される皆さまへ

貸与奨学金事業

令和7年度 日教弘「貸与奨学金」募集のご案内

公益財団法人 日本教育公務員弘済会では、有為の人材を育成するため、大学等に学ぶ学生・生徒に対し、無利息で奨学金を貸与し、多くの学生・生徒の修学に役立てています。（申請受付等、具体的取り扱いは各都道府県支部を窓口として行っています。）

応募資格	「国公私立大学院、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程に在学、もしくは入学予定の学生・生徒のなかで学資金の支払いが困難と認められるもの」（高等専門学校については、第4学年以上の在学生）
募集期間	令和7年4月10日～5月10日 ※上記期間内で支部ごとに募集期間を設けています。詳しくは支部へお問い合わせください。
募集人員／申請手続き	24名 詳細は支部へお問い合わせください。
奨学金返還方法	100万円の借用者は、卒業見込みの年から原則として10年以内に年賦償還（それ以外は8年以内）
お問い合わせ先	公益財団法人 日本教育公務員弘済会 島根支部 TEL:0852-24-1059 https://www.nikkyoko.or.jp/company/list/index.html

公益財団法人 日本教育公務員弘済会

No. 2

社会福祉法人　島根県社会福祉協議会

令和7年度 保育士修学資金貸付事業募集要項

令和6年12月2日

保育士修学資金を借入申請される方へ

本資金は保育士を目指す方への貸付金です。養成施設を卒業後に一定期間、島根県内で保育士として働く事で貸付金の返還が免除となる場合があります。

（※**幼稚園教諭は免除の対象外**です。）

募集要項を十分お読みになり、卒業後の進路や免除要件をご理解の上で申請をしていただくようお願いいたします。

1.目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、将来、島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。

2.応募資格

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に令和 7 年度に在学される方（予定を含む）で、次のいずれの要件も満たしている方です。

(1)優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から学費支弁が困難な学生。

(2)原則、県内の市町村に住民登録をしている方、又は県内の養成施設等で修学する方。

(3)養成施設を卒業後に保育士となり、別表に定める修学資金の返還債務の免除に係る対象業務従事区域及び施設等（以下「指定区域及び施設等」という。）において、保育の業務に従事しようとする方。

3.募集人数

90 名程度（一次募集…70 名程度、二次募集…20 名程度）

※所得の低い方を優先して貸付けます。

4.貸付条件

(1)貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。

ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合、貸付限度額（※）の範囲内であれば、その修学期間を貸付期間とすることができます。

（例　修学資金貸付のみの場合：3年間…月額 33,000 円、4年間…月額 25,000 円）

（※　貸付限度額…修学資金または修学資金及び生活費加算額の合計）

(2)貸付限度額・募集期間

区　分	貸付限度額				募集期間
《ア》生活保護世帯 《イ》アに準ずる方 ＊1	修学資金	月額	50,000 円	＊2	○一次募集 令和6年 12 月2日(月) ～令和 7 年 1 月 31 日(金) ○二次募集 令和 7 年 4 月 1 日(火) ～令和 7 年 5 月 16 日(金)
	入学準備金		200,000 円	＊2	
	就職準備金		200,000 円		
	生活費加算			＊3	
《ウ》その他の方	修学資金	月額	50,000 円	＊2	

＊1　生活保護基準のうち生活扶助費第1類及び第2類の合計額（世帯全体の額）の 1.7 倍以下の収入の世帯

＊2「高等教育の修学支援新制度」と併用される場合は一部取扱いが異なります。

5.他の貸付事業との併用についての「※高等教育の修学支援新制度との併用に係る注意事項」をご覧ください。

＊3　生活費加算は生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額以内です。申請時の居住地及び年齢により決定します。3年又は4年貸付を受ける場合は、貸付限度額を修学期間（3年の場合：36回、4年の場合：48回）で除した額を月額とします。

また、生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。申込時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を希望される場合は、生活保護の廃止または世帯分離を行っていただき、生活保護の適用がないことを養成施設入学後に確認します。

(3)貸付利子

無利子　※ただし、返還期限後は残額に対して年 3.0%の延滞利子がかかります。

社会福祉法人　島根県社会福祉協議会

令和７年度　保育士修学資金（家賃）貸付事業　募集要項

令和６年12月２日

家賃貸付金を借入申請される方へ

本資金は島根県内で保育士を目指す方への**貸付金**です。**県内の養成施設**を卒業後に一定期間、**島根県内の指定の地域で保育士として働く事で**貸付金の返還が免除となる場合があります。

（※幼稚園教諭は免除の対象外です。）

募集要項を十分お読みになり、対象地域や免除要件をご理解の上で申請をしていただくようお願いいたします。

令和７年度 保育士修学資金（家賃）貸付事業 募集要項

1.目的

この事業は、島根県の石見・隠岐地域等における保育士資格の新規取得者の確保を図るため、県内の指定保育士養成施設に在学し、将来、石見・隠岐地域等の保育所等で保育士業務に従事しようとする石見・隠岐地域等出身の学生に対し家賃相当額（以下、「家賃」という）を貸付けることにより、石見・隠岐地域等における保育人材の確保を図ることを目的としています。

2.応募資格

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の6の規定に基づき島根県知事の指定する保育士を養成する島根県内の学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に令和7年度に在学される方（予定含む）で、次のいずれの要件も満たしている方です。

(1)高等学校卒業時（卒業年度の1月31日時点）に県内の以下のいずれかの地域（以下「対象地域」という）に居住しており、養成施設卒業後、原則として対象地域に所在する保育施設で勤務する意思がある方

対象地域	浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町 邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(2)養成施設に通学するために賃貸契約をしている方

【対象指定保育士養成施設】

養成施設名	学科・コース名
島根県立大学	人間文化学部　保育教育学科
島根県立大学短期大学部	保育学科
坪内総合ビジネスカレッジ	こども総合学科
大阪健康福祉短期大学　松江キャンパス	保育・幼児教育学科
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	こども保育学科

3.募集人数

30 名程度

4.貸付条件

(1)貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。

ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合、貸付額の範囲内であれば、修学期間を貸付期間とすることができます。

（例　４年間…月額 20,000 円）

(2)貸付限度額・募集期間

貸付額	募集期間
月額　一律40,000円	一次募集　令和６年12月２日(月)　～　令和７年１月31日(金) 二次募集　令和７年４月１日(火)　～　令和７年５月16日(金)